

特別の料金・保険外負担に関するお知らせ

- 1 当院では、以下のことについて、関東信越厚生局長に届出を行い、特別の料金をいただいています。(金額はいずれも税込)
 - (1) ①初診時に他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちにならず、直接当院に来院された場合は、初診に係る費用として、初診料とは別に 7,700 円を徴収させていただきます。ただし、緊急時等の理由で紹介状をお持ちでない場合を除きます。
②他の医療機関への紹介を当院が申し出たが、引き続き当院での診療を希望された場合、また当院から紹介状をお渡しした後に他院からの紹介状がなくご自身の選択で当院を受診された場合、再診料とは別に 3,300 円を徴収させていただきます。ただし、緊急時等の理由で紹介状をお持ちでない場合を除きます。
③緊急性が低い症状で、患者さんの希望により診療時間(平日午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで)以外において受診された場合に、通常の診療費とは別に 7,700 円を徴収させていただきます。ただし、各種公費負担対象の方、労働災害、公務災害及び交通事故の受傷日に受診された方、その他やむを得ない事情があると認められる方は対象外となります。
 - (2) 同一傷病で 180 日を超えて入院された場合(暦日単位で一日につき)、入院料とは別に 3,190 円を徴収させていただきます。複数回にわたる入院でも、退院の日から起算して 3 ヶ月経過せず、再入院された場合は、期間が通算されることがあります。

令和 8 年 9 月 1 日